四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、琉球列島の最西端である与那国島に位置し、島内東部から南部にかけての海岸部及び島内最高峰である宇良部岳（標高二百三十一・二メートル）を中心とした地域から田原川上流から下流区域にかけての湿地帯地域並びに久部良岳を中心とした西部地域及び樽舞湿原からなる区域である。

当該区域内の多くは亜熱帯広葉樹林で、その大部分をリュウキュウガキ、スダジイ林及びビロウ群落が占めている。また、沖縄県を北限とするミズガンピ群落及び我が国で唯一のヤワラケガキの生育が確認されている。

このような自然環境にあることから、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ＩＢ類のヨナクニカラスバト、キンバト等の希少な鳥類が生息しているほか、絶滅危惧ＩＡ類であるクロツラヘラサギ、国内希少野生動植物種であり絶滅危惧Ⅱ類のアカヒゲ等の希少な鳥類の飛来が確認されている。

このように、当該区域は、ヨナクニカラスバトを始めとする希少鳥獣の生息地として重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　希少鳥獣生息地の保護区として、ヨナクニカラスバト等の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への悪影響を防止するため、現場の巡視及び関係地方公共団体、ＮＰＯ、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第八十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、与那国鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十月二十七日

環境大臣　松本　龍

一　名称

与那国特別保護地区

二　区域

沖縄県八重山郡与那国町の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、琉球列島の最西端である与那国島に位置し、島内最高峰である宇良部岳（標高二百三十一・二メートル）周辺地域、久部良岳周辺地域、宇良部岳裾野の南部海岸周辺、立神岩及び比川地先からなる区域である。

当該区域内の多くは亜熱帯広葉樹林で、その大部分をリュウキュウガキ、スダジイ林及びビロウ群落が占めており、また、沖縄県を北限とするミズガンピ群落及び我が国で唯一のヤワラケガキの生育が確認されている。

このような自然環境にあることから、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ＩＢ類のヨナクニカラスバト、キンバト等の希少鳥類が生息している。

当該区域は、ヨナクニカラスバト及びキンバトの採餌等の行動が複数確認されている区域であり、良好な生息環境を有していると考えられる。

また、当該区域の一部は、ヨナクニカラスバトの繁殖が唯一確認されている場所であり、与那国鳥獣保護区の中でも、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣並びにその繁殖地及び生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　希少鳥獣生息地の特別保護地区として、ヨナクニカラスバト等の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への悪影響を防止するため、現場の巡視及び関係地方公共団体、ＮＰＯ、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

○関東地方整備局告示第三百八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年十月二十七日

関東地方整備局長　菊三　滋

第１　起業者の名称　栃木県

第２　事業の種類　県道黒部西川線改築工事（栃木県日光市湯西川字長沢ミネ地内から同市西川字穴田地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　栃木県日光市湯西川字長沢ミネ、字サカシ及び字龍ヶ窪並びに西川字明神ケ岳、字穴田及び字カッロウ地内

２　使用の部分　栃木県日光市湯西川字長沢ミネ、字サカシ及び字龍ヶ窪並びに西川字明神ケ岳、字穴田及び字カッロウ地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、栃木県日光市湯西川字鳥居戸地内から同市西川字カッロウ地内までの延長11.6kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道黒部西川線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道黒部西川線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により栃木県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により栃木県が道路管理者となることなどから、起業者である栃木県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、栃木県日光市黒部地内の県道川俣温泉川治線との接続点を起点とし、同市湯西川地内の湯西川温泉を経て、同市西川地内で一般国道121号と連絡する延長約39kmの路線であり、土呂部、湯西川、西川の集落地とともに本路線沿いの地域の中心地でもある湯西川温泉を通過しており、地域の経済、産業等の物流基盤を支えるとともに、沿線地域の生活道路として重要な役割を担っている。

本路線のうち、栃木県日光市湯西川字鳥居戸地内から同市西川字カッロウ地内までの区間（以下「現道」という。）は、山間地域に点在する集落を結ぶ生活道路として沿線住民などの地域内の日常生活における利用に加えて、湯西川温泉への観光客が利用する観光路線としても広く利用されており、地域の社会経済活動の機軸として山間地域に生活する人々に欠かせない重要な役割を担っている。

一方、本路線のうち、日光市土呂部地内（木戸沢橋）から同市上湯西川地内（市道沢口橋分岐より土呂部方面1.2km地点）までの延長約13.3km及び、同市下湯西川地内（仲内ダム）から同市西川地内（道の駅湯西川）までの延長約11.5kmの区間は異常気象時における通行規制区間に指定されている。また、日光市土呂部地内（木戸沢橋）から同市上湯西川地内（三河沢橋）までの延長約11.5kmの区間は積雪のため冬期間において全面通行止めとなり、これにより湯西川温泉への往来は、現道を利用するしかない状況にある。